

地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令 についての概要

1. 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）の施行に伴い、同法附則第12条及び第20条の規定に基づき実施される道府県たばこ税及び市町村たばこ税に係る手持品課税を実施するにあたり、所要の規定の整備を行う必要があるため。

2. 改正内容

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）の施行に伴い、同法附則第12条及び第20条の規定に基づき実施される道府県たばこ税及び市町村たばこ税に係る手持品課税について、その申告書の様式を平成29年度から平成31年度まで対応できるように改める。

3. 施行期日

平成29年4月1日